



議案第七十二号

曹源寺地区中山間地域総合整備事業計画について

次のとおり町管土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十三年六月廿五日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

記

一 事業の名称及び工事名 単県中山間地域総合整備事業

曹源寺農道改修工事

二 施行場所 東伯郡三朝町大字曹源寺地内

三 工事の概要 改修延長 四一〇メートル

幅員 四メートル

四 事業費 三〇〇〇〇〇〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 工事の時期 昭和五十三年度